

証券コード 5595

2025年8月8日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区天神一丁目15番35号

株 式 会 社 Q P S 研 究 所

代表取締役社長 大 西 俊 輔

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://i-qps.net/investors/library/meeting/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Q P S 研究所」又は「コード」に当社証券コード「5595」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年8月25日（月曜日）18時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
3. 目 的 事 項
- 報 告 事 項 第20期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第4号議案 株式移転計画承認の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」「株式会社の支配に関する方針」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③株主総会参考書類の第4号議案「株式移転計画承認の件」のうち、株式移転計画書第6条に定める「本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て」の内容
- したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時

2025年8月26日(火)
開 会：午前10時00分

2 議決権行使書を郵送する場合



議決権行使書用紙に
議案に対する賛否を
記入の上、投函

行使期限

2025年8月25日(月)
18時到着分まで

3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて議案に対する賛否を入力

行使期限

2025年8月25日(月)
18時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事前質問の受付

受付時間：2025年8月8日(金)午前10時から2025年8月19日(火)18時まで

受付方法：ウェブサイトURL (<https://i-qps.net/contact/>)より

議決権行使書用紙に記載の株主番号（8桁の数字）及び氏名等をご記入の上、質問内容をご入力いただきますようお願い申し上げます。株主の皆さまの関心の高いと思われる事項につきまして、本定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。なお、全てのご質問に回答するものではありませんので、予めご了承ください。

事業報告

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

宇宙産業においては、わが国を含む世界各国で宇宙への関心が高まっており、世界規模で宇宙産業市場の成長が見込まれるなかで競争が激化しております。わが国においても全府省庁の宇宙関係予算合計が2024年度の8,945億円から2025年度は9,365億円と増加していることから、宇宙産業市場の規模は拡大する一途であります。

このような状況のなか、当社は小型SAR衛星QPS-SAR 5号機「ツクヨミ-I」について通信系の不具合により減損損失1,636百万円を計上した一方、新たに2024年4月8日に打ち上げた同7号機「ツクヨミ-II」の定常運用を開始しました。

さらに当事業年度において、2024年8月17日に同8号機「アマテル-IV」、2025年3月15日に同9号機「スサノオ-I」、2025年5月17日に同10号機「ワダツミ-I」と、3機の商用機の打上げに成功し、衛星コンステレーションの構築を着実に進めております。

当事業年度に打上げ成功した商用機のうち1機は既に定常運用を開始して画像提供を始め、残りの2機についてもそれぞれ初画像の取得及びアンテナ展開に成功しており、定常運用に向けて鋭意調整中であります。

以上の結果、当事業年度におきましては、売上高2,681百万円（前期比62.1%増）、営業利益85百万円（前期比75.0%減）、経常損失210百万円（前事業年度は経常利益207百万円）、当期純損失1,848百万円（前事業年度は当期純損失427百万円）となりました。

なお、当社は地球観測衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は7,849百万円であります。その主なものは、小型人工衛星の部材、SARシステム等及び打上費用等7,048百万円、新たな研究開発拠点に係る設備投資538百万円であります。

(3) 資金調達の状況

2023年10月24日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミット型シンジケートローン契約を締結し、当該契約に係る当事業年度末における借入実行残高は5,000百万円となっております。

ります。また、2025年1月30日付で割当先をSMB C日興証券株式会社とする第8回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、当該新株予約権の発行及び行使により8,023百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、小型衛星コンステレーションによるリアルタイム観測の実現というビジョンを掲げ、地球観測衛星データ事業を推進しております。

地球観測衛星データ事業においては衛星の製造及び打上げに伴う大規模な先行投資が必要であり、打ち上げた衛星から得られる地球観測データ及び画像の販売による投資回収までに期間を要します。翌事業年度以降も引き続き大規模な先行投資を計画しております。また当事業年度において支払利息の増加により経常損失210百万円の計上、加えて小型SAR衛星QPS-SAR 5号機の通信系の不具合による減損損失1,636百万円を計上したことで1,848百万円の当期純損失を計上することとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような環境のもと、当社は継続的な発展のため、下記を重要な課題として取り組んでおります。

① 小型SAR衛星を活用したビジネスモデルの拡大

安全保障分野に関する販売及び収益の拡大に加え、民間における協働の可能性を模索している分野でのビジネスモデルを早期に構築し、事業の拡大を図ってまいります。

② 小型SAR衛星の技術開発とインフラ構築の推進

継続的な収益拡大のために小型高分解能SAR衛星によるコンステレーションの実現に邁進してまいります。また、同衛星の撮像能力向上とともに、同衛星が取得する観測データを迅速かつ簡便にエンドユーザーに提供するインフラの構築と技術開発を推進いたします。

③ 製造、販売体制の強化

中長期的には自社コンステレーション並びに他社販売に伴う衛星製造数量の増加とコストダウン圧力に対応すべく、量産体制の構築を進め、更に衛星の販売並びに地球観測データビジネスのモデル構築のための事業開発、マーケティング及び販売の体制強化を図ってまいります。

④ 資金調達の実施

当社にとって技術開発活動及び事業基盤の拡充を推進することは継続的な発展のために重要であり、そのためには状況に応じて機動的に資金調達を行う必要があります。今後も技術開発活動及び事業基盤の拡充に向けて資金調達の可能性を検討し、推進してまいります。

なお、2023年10月24日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミット型シンジ

ケートローン契約を締結し、当該契約に係る当事業年度末における借入実行残高は5,000百万円となっております。また、2025年1月30日付で割当先をS M B C日興証券株式会社とする第8回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、当該新株予約権の発行及び行使により8,023百万円の資金調達を行いました。この結果、当事業年度末における現金及び預金の残高は11,833百万円となっております。また、宇宙分野の資金配分機関として国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）により設置された宇宙戦略基金の交付決定通知を正式に受領し、衛星コンステレーション構築の加速化へ向けた支援を確かなものにしており、継続的な事業運営に十分な資金を確保しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2022年5月期)	第18期 (2023年5月期)	第19期 (2024年5月期)	第20期 (当事業年度) (2025年5月期)
売 上 高 (百万円)	18	372	1,653	2,681
当 期 純 損 失 (百万円)	387	1,105	427	1,848
1株当たり当期純損失 (円)	48.40	138.15	15.14	47.53
総 資 産 (百万円)	5,664	5,832	12,821	23,920
純 資 産 (百万円)	5,283	5,199	8,437	14,879
1株当たり純資産額 (円)	△106.85	△142.54	232.21	312.75

- (注) 1. 1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については小数点未満第3位を四捨五入しており、その他の記載金額については単位未満を切捨てて表示しております。
2. 当社は、2023年7月12日開催の取締役会決議により、2023年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式の分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

当社の事業は地球観測衛星データ事業の単一セグメントですが、人工衛星、人工衛星搭載機器及びソフトウェア等の研究開発、設計及び製造並びに打上後の衛星による地球観測データ・画像の販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年5月31日現在)

本社 福岡県
工場 福岡県

(9) 従業員の状況 (2025年5月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62 (9) 名	11名増	43.2歳	2.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は () 外数で記載しております。
2. 当社の事業は地球観測衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(10) 主要な借入先 (2025年5月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	5,000百万円
株式会社日本政策金融公庫	300百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とするその他7行からの協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項（2025年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
(2) 発行済株式の総数 47,561,000株
(3) 当事業年度末の株主数 39,498名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 西 俊 輔	4,000,000株	8.41%
ス カ パ ー J S A T 株 式 会 社	2,857,000株	6.01%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	2,225,900株	4.68%
市 来 敏 光	2,047,700株	4.31%
八 坂 哲 雄	2,016,600株	4.24%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,564,300株	3.29%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT A C C O U N T S M L S C B R D	1,305,914株	2.75%
日 本 工 営 株 式 会 社	1,142,900株	2.40%
株 式 会 社 S B I 証 券	876,755株	1.84%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT A C C O U N T S M I L M F E	764,436株	1.61%

(注) 1. 持株比率は発行済株式総数に対する持株数の割合であります。
2. 自己株式は保有しておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役の状況（2025年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 西 俊 輔	C E O（最高経営責任者）
取 締 役	松 本 崇 良	
取 締 役	西 村 竜 彦	Frontier Innovations(株) 代表取締役社長 (株)Ridge-i 社外取締役
取 締 役 （常勤監査等委員）	古 村 克 明	
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	中 原 一 徳	公認会計士中原一徳事務所 代表 T o Cアドバイザー(株) 代表取締役
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	橋 本 道 成	弁護士法人如水法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役西村竜彦氏、並びに監査等委員である中原一徳氏及び橋本道成氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は中原一徳氏及び橋本道成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
2. 取締役西村竜彦氏は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 監査等委員中原一徳氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員橋本道成氏は、弁護士としての高い専門性及び企業法務に精通した知識を有しております。
5. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
6. 2024年8月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、市來敏光氏は取締役を任期満了退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役西村竜彦氏、並びに取締役監査等委員古村克明氏、中原一徳氏及び橋本道成氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	24 (-)	24 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11 (4)	11 (4)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	35 (4)	35 (4)	- (-)	- (-)	6 (2)

(注) 取締役1名（社外取締役）は無報酬であります。上記の支給人数には2024年8月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

② 報酬等に関する株主総会決議に関する事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年8月31日開催の第16回定時株主総会において、年額5,000万円以内（但し、使用人兼務役員の使用人分の報酬を含めない）と決議しており、その詳細は以下のとおりです。また、当該定時株主総会終結時の取締役の員数は5名（うち、社外取締役2名）です。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により決定されております。
- ・中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストック・オプション（新株予約権）を付与します。個別の取締役に付与するストック・オプションの個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して取締役会の決議により決定されております。

b. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年8月31日開催の第16回定時株主総会において、年額3,500万円以内と決議しており、その詳細は以下のとおりです。また、当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役3名）です。

- ・監査等委員である取締役の基本報酬は固定報酬とし、各監査等委員の常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を確認し客観性・透明性を確保する観点から協議を行い、年額の範囲内で監査等委員会の協議により決定されております。
- ・適正な監査に対する意識を一層高めることを狙い、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストック・オプション（新株予約権）を付与します。個別の監査等委員に付与するストック・オプションの個数は、各監査等委員の常勤、非常勤の別業務分担の状況等を確認し客観性・透明性を確保する観点から協議を行い、監査等委員会の協議により決定されております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 及 び 兼 職 の 内 容
取 締 役	西 村 竜 彦	Frontier Innovations(株) 代表取締役社長 (株)Ridge-i 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 原 一 徳	公認会計士中原一徳事務所 代表 T o Cアドバイザー(株) 代表取締役 (株)アーキベース 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	橋 本 道 成	弁護士法人如水法律事務所 代表 (株)トライアルホールディングス 社外監査役 ニッポンインシュア(株) 社外監査役 (株)キャム 社外監査役

(注) 取締役西村竜彦氏、並びに取締役監査等委員中原一徳氏及び橋本道成氏において、当社と各兼職先には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	西 村 竜 彦	当事業年度に開催された取締役会21回中21回に出席し、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な投資実績及び投資先事業の成長支援経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	中 原 一 徳	当事業年度に開催された取締役会21回中21回、監査等委員会16回中16回に出席し、公認会計士として財務及び会計に関する経験及び知識に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	橋 本 道 成	当事業年度に開催された取締役会21回中21回、監査等委員会16回中16回に出席し、弁護士として高い専門性及び企業法務に精通した知識に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、発言を行っております。

4. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来配当を実施しておらず、また、今後も多額の先行投資を行う小型SAR衛星の製造及び打上げを計画的に実施していくため、当面は配当を実施せず、小型SAR衛星の製造及び打上げの継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、利益配当も検討する所存であります。

以 上

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,161	流 動 負 債	3,740
現 金 及 び 預 金	11,833	買 掛 金	508
売 掛 金	5	未 払 金	225
契 約 資 産	26	未 払 費 用	53
未 成 業 務 支 出 金	18	前 受 金	2,159
貯 蔵 品	1	契 約 負 債	695
前 渡 金	1,069	為 替 予 約	51
前 払 費 用	56	未 払 法 人 税 等	36
未 収 消 費 税 等	150	預 り 金	9
固 定 資 産	10,759	固 定 負 債	5,300
有 形 固 定 資 産	10,610	長 期 借 入 金	5,300
建 物	528	負 債 合 計	9,040
構 築 物	0	純 資 産 の 部	
機 械 装 置	155	株 主 資 本	14,931
工 具、器 具 及 び 備 品	109	資 本 金	6,108
人 工 衛 星	3,233	新 株 式 申 込 証 拠 金	5
建 設 仮 勘 定	6,582	資 本 剰 余 金	11,093
無 形 固 定 資 産	77	資 本 準 備 金	11,093
ソ フ ト ウ エ ア	74	利 益 剰 余 金	△2,275
そ の 他	2	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,275
投 資 そ の 他 の 資 産	71	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,275
長 期 前 払 費 用	21	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△51
破 産 更 生 債 権 等	787	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△51
そ の 他	50	純 資 産 合 計	14,879
貸 倒 引 当 金	△787	負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,920
資 産 合 計	23,920		

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			2,681
売 上 原 価			1,762
売 上 総 利 益			918
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			833
営 業 利 益			85
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	4		
補 助 金 収 入	6		
講 演 料 収 入	1		
そ の 他	0		11
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	212		
新 株 予 約 権 発 行 費	9		
株 式 交 付 費	31		
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	6		
支 払 保 証 料	47		
そ の 他	0		307
経 常 損 失			210
特 別 損 失			
減 損 損 失	1,636		1,636
税 引 前 当 期 純 損 失			1,847
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1		1
当 期 純 損 失			1,848

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月18日

株式会社Q P S 研究所
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 只 隈 洋 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 室 井 秀 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Q P S 研究所の2024年6月1日から2025年5月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、株式会社Q P S 研究所の2024年6月1日から2025年5月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、内部監査人その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規則、監査等委員監査基準及び内部統制システムに係る監査等委員監査実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン会議等のツールも活用しながら、会社の内部監査人その他内部統制部門と連携の上、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、オンライン会議等のツールも活用しながら、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月18日

株式会社Q P S 研究所 監査等委員会
常勤監査等委員 古村 克明 ㊞
監査等委員 中原 一徳 ㊞
監査等委員 橋本 道成 ㊞

(注) 監査等委員中原一徳及び橋本道成は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して当社監査等委員会からは、特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有株式数 (株)
1	おお にし しゅん すけ 大 西 俊 輔 (1986年3月7日生)	2013年10月 当社（旧有限会社Q P S 研究所） 入社 2014年 4 月 当社 代表取締役社長 CEO（最高経営責任者） （現任） 2019年 4 月 一般社団法人日本航空宇宙学会西部支部 幹事（現任） 2023年 8 月 九州航空宇宙開発推進協議会 幹事（現任）	4,000,000
2	まつ もと たか よし 松 本 崇 良 (1965年10月4日生)	1990年 4 月 日商岩井株式会社（現双日株式会社） 入社 2000年 4 月 アイ・ティー・エックス株式会社 入社 2002年 4 月 J S A T 株式会社（現スカパー J S A T 株式会社） 入社 2010年 2 月 株式会社衛星ネットワーク 取締役 2015年 6 月 株式会社衛星ネットワーク 代表取締役社長 2016年 7 月 株式会社エンルート 取締役 2019年 6 月 スカパーJSAT株式会社 執行役員 宇宙事業部門 宇宙・衛星事業本部長 2019年 6 月 株式会社ディー・エス・エヌ 代表取締役社長 2021年11月 スカパー J S A T 株式会社 理事 2021年11月 当社 取締役（現任）	—
3	み わ よう の すけ 三 輪 洋 之 介 (1965年5月15日生)	1989年 4 月 三井物産株式会社 入社 宇宙航空部配属 1997年 8 月 Tombo Aviation,Inc（米国） 出向 2005年 8 月 Mitsui Rail Capital Europe B.V.（蘭）CFO 出 向 2010年 7 月 三井物産電力事業株式会社 CFO 出向 2020年 6 月 Spaceflight,Inc（米国）CFO 出向 2025年 4 月 当社 入社 社長室長 2025年 6 月 当社 執行役員経営管理本部長 CFO（現任）	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有株式数 (株)
4	にし むら たつ ひこ 西 村 竜 彦 (1979年1月3日生)	2003年 4 月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーショ ンズ株式会社 (現ソニー株式会社) 入社 2013年 6 月 株式会社産業革新機構 (現株式会社 I N C J) 入社 同社 ベンチャー・グロース投資グループマネー ジングディレクター 2014年 2 月 株式会社Trigence Semiconductor 社外監査役 2017年10月 当社 社外取締役 (現任) 2017年12月 株式会社ispace 社外取締役 2018年 6 月 UMITRON PTE. LTD. 社外取締役 2019年 3 月 株式会社Ridge-i 社外取締役 (現任) 2024年 3 月 Frontier Innovations株式会社 代表取締役社長 (現任)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村竜彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西村竜彦氏の兼職先については、当社との間で資本関係及び取引関係にないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。再任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定することを、同証券取引所に届け出ております。
4. 西村竜彦氏は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役候補者に選任しております。
5. 西村竜彦氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年10か月となります。
6. 当社は、西村竜彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。西村竜彦氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約は引き続き効力を有します。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、取締役がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害を当該保険契約において補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることになり、当社はその契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また古村克明氏は退任されますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	さ か た せい じ 坂 田 誠 治 (1964年12月22日生)	1989年4月 株式会社福岡銀行 入行 2012年4月 同行樋井川支店 支店長 2015年4月 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 監査部 主任調査役 2023年4月 同社監査部 シニアスペシャリスト 2025年7月 当社顧問（現任）	—
2	なか はら かず のり 中 原 一 徳 (1974年1月1日生)	1997年4月 福岡市役所 入所 2001年10月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2007年8月 Ernst & Young TAS株式会社 入社 2010年4月 株式会社ドーガンアドバイザーズ（現株式会 社ドーガン） 入社 2013年12月 同社 取締役副社長 2018年12月 公認会計士中原一徳事務所 開業 代表（現 任） 2019年1月 T〇Cアドバイザーズ株式会社 設立 代表取 締役（現任） 2021年8月 当社 取締役監査等委員（現任） 2022年4月 株式会社アーキベース 社外監査役（現任）	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	橋 本 道 成 (1978年4月2日生)	2007年12月 弁護士法人北浜法律事務所 入所 2012年 4 月 みずほインベスターズ証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 出向 2015年 4 月 三井物産株式会社 出向 2017年 1 月 如水法律事務所（現弁護士法人如水法律事務所） 設立 代表（現任） 2020年 6 月 株式会社トライアルホールディングス 社外監査役（現任） 2020年11月 株式会社SENTAN Pharma 社外取締役 2020年12月 ニッポンインシュア株式会社 社外監査役（現任） 2021年 5 月 株式会社キャム 社外監査役（現任） 2021年 8 月 当社 取締役監査等委員（現任）	—

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中原一徳氏及び橋本道成氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中原一徳氏及び橋本道成氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 中原一徳氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）候補者に選任しております。
5. 橋本道成氏は、弁護士としての高い専門性及び企業法務に精通した知識を有することから、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）候補者に選任しております。
6. 当社は、中原一徳氏及び橋本道成氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。中原一徳氏及び橋本道成氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、坂田誠治氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、取締役がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害を当該保険契約において補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることになり、当社はその契約を更新する予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年8月31日開催の第16回定時株主総会において、年額5,000万円以内（うち社外取締役分はありません。）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額6,000万円以内（うち社外取締役分1,000万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

第4号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2025年12月1日を効力発生日として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、持株会社（完全親会社）である株式会社QPSホールディングス（以下、「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2025年7月11日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 本株式移転を行う背景及び目的

（1）持株会社設立の背景

当社は、「宇宙の可能性を広げ、人類の発展に貢献する」というパーパス（レゾナードール）の下、将来的に36機の小型SAR衛星によるコンステレーションを構築することで、地球上のほぼどこでも任意の地点を平均10分以内で観測できる、又は特定の地域を選んで平均10分ごとに定点観測できる世界の実現を目指しております。

一方で宇宙業界では、宇宙安全保障の確保、災害対策・国土強靱化への貢献、宇宙科学・探査による新たな知の創造及び宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現へ向けた我が国における宇宙開発の機運は、これまでにない高まりを見せています。

当社は、2025年3月15日にQPS-SAR9号機「スサノオ-I」、2025年5月17日にQPS-SAR10号機「ワダツミ-I」、2025年6月12日にQPS-SAR11号機「ヤマツミ-I」と数か月の間に3機の打上げに成功しており、小型衛星コンステレーション構築に向けて量産体制を整えているところです。

このような環境下、中長期的な視点でリスクに対処し持続的な成長を実現するため、持株会社体制への移行が最適と判断し、実行することとしました。

（2）持株会社体制に移行する目的

①SAR衛星事業モデルを中核に据えた最適グループ化

当社は今後の海外市場及び国内民間市場における販路拡大に向け、引き続き国内官公庁を主要顧客とする強固な事業基盤の構築を推進しております。あわせて、将来的な競争力強化に不可欠な次世代小型SAR衛星の開発や、周辺領域における新規事業機会の探索を通じて、非連続的な企業価値の向上に資する取り組みを進めてまいります。

また、持株会社体制を導入することにより、グループ全体の戦略立案及び経営統括を一元的に担うとともに、子会社は事業運営に専念できる体制を構築いたします。本組織構造の構築により、将来的な戦略的M&A（合併・買収）の際には、子会社単位での柔軟な事業取得が可能となり、事業ポートフォリ

オの最適化及び拡大を効果的に推進することが可能となります。

当社は、多様化する経営課題に対応すべく、経営資源の重点的な投入を行いながら、事業セグメントの拡充及び機能補完を可能とする体制の構築を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

②意思決定の迅速化による競争力確保

経営管理機能と業務執行機能を分離すると共に、業務執行を担う当社においても権限と責任を最適化し、意思決定の迅速化、事業責任の明確化による競争力強化、収益力向上、技術開発の加速化に加え、柔軟に外部の経営資源を活用するアライアンス戦略を追求してまいります。

③外資規制リスクへの対処

当社は、運用する人工衛星につき電波法で定める無線局としての免許を受けております。電波法には、（i）日本の国籍を有しない人、（ii）外国政府若しくはその代表者、（iii）外国の法人若しくは団体（以下、「外国人等」という。）が議決権の三分の一以上を占めるものには無線局の免許を与えない旨の規定があり、当社の株主構成が当該規定に該当した場合には、新たに無線局の免許を受けることができないこととなることに加え、保有している無線局の免許が取り消される可能性があります。当社は、持株会社体制への移行に伴い、新たに無線局の免許を受ける場合には、外国人等に該当しない持株会社の100%子会社である株式会社QPS研究所において免許を取得する予定です。これにより、電波法等に基づく外資規制への対応を適切に行う体制を整備いたします。

（3）その他

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、2025年11月27日に株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）グロース市場を上場廃止となる予定であります。なお、当社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

当社は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様は新たに交付される持株会社の株式につきましては、東京証券取引所グロース市場への新規上場（テクニカル上場）の申請を予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、本株式移転効力発生日である2025年12月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

なお、「株式移転計画書（写）」第6条における本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当ての内容につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の定めに基づき、当社WEBサイト（<https://i-qps.net/investors/library/meeting/>）等に掲載の「第20回定時株主総会資料」に記載しておりますので、本株主総会参考書類には記載しておりません。

株式移転計画書（写）

株式会社QPS研究所（以下「当社」という。）は、当社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当社は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第7条に定義する。）において、当社の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

（1）目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社QPSホールディングス定款」第2条に記載のとおりとする。

（2）商号

本持株会社の商号は、「株式会社QPSホールディングス」と称し、英文では、「QPS Holdings Inc.」と表示する。

（3）本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、福岡市中央区とし、本店の所在場所は、福岡市中央区天神一丁目15番35号とする。

（4）発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社QPSホールディングス定款」に記載のとおりとする。

（本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

（1）取締役 大西 俊輔

（2）取締役 松本 崇良

（3）取締役 三輪 洋之介

（4）社外取締役 西村 竜彦

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 取締役 坂田 誠治
- (2) 社外取締役 中原 一徳
- (3) 社外取締役 橋本 道成

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当社の株主に対し、その保有する当社の普通株式に代わり、当社が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当社の株主に対し、その保有する当社の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100,000,000円
- (2) 資本準備金の額及び利益準備金の額
会社計算規則の定めにより、当社が決定する。

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表1第1欄①乃至⑥に掲げる当社が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当社の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄①乃至⑥に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表1第1欄①乃至⑥に掲げる当社が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、その保有する以下の表1第1欄①乃至⑥に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ同表第2欄①乃至⑥に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

表 1

	第 1 欄		第 2 欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社QPS研究所 第 1 回新株予約権	別紙 2-①- 1 記載	株式会社QPSホールディングス 第 1 回新株予約権	別紙 2-①- 2 記載
②	株式会社QPS研究所 第 2 回新株予約権	別紙 2-②- 1 記載	株式会社QPSホールディングス 第 2 回新株予約権	別紙 2-②- 2 記載
③	株式会社QPS研究所 第 4 回新株予約権	別紙 2-③- 1 記載	株式会社QPSホールディングス 第 3 回新株予約権	別紙 2-③- 2 記載
④	株式会社QPS研究所 第 5 回新株予約権	別紙 2-④- 1 記載	株式会社QPSホールディングス 第 4 回新株予約権	別紙 2-④- 2 記載
⑤	株式会社QPS研究所 第 6 回新株予約権	別紙 2-⑤- 1 記載	株式会社QPSホールディングス 第 5 回新株予約権	別紙 2-⑤- 2 記載
⑥	株式会社QPS研究所 第 7 回新株予約権	別紙 2-⑥- 1 記載	株式会社QPSホールディングス 第 6 回新株予約権	別紙 2-⑥- 2 記載

(本持株会社の成立日)

第 7 条 本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2025年12月1日とする。但し、本株式移転の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第 8 条 当社は、2025年8月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めることとする。但し、本株式移転の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社の取締役会の決議により当該事項に関する決議を求める株主総会の開催日を変更することができる。

(株式上場)

第 9 条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式を株式会社東京証券取引所グロース市場に上場することを予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第10条 本持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(本計画の効力)

第11条 本計画は、第 8 条に定める当社の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事

項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第12条 本計画の作成後、本持株会社成立日までの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第13条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2025年7月11日

福岡市中央区天神一丁目15番35号

株式会社QPS研究所

代表取締役社長 大西 俊輔

株式移転計画書の別紙 1

株式会社QPSホールディングス定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社QPSホールディングスと称し、英文ではQPS Holdings Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式又は持分を保有することにより当該法人等の事業活動を管理することを目的とする。

(1) 人工衛星、人工衛星搭載機器、精密機器、電子機器、地上設備、ソフトウェア及び情報通信

ネットワークの研究開発、設計、製造、販売、運用、管理及び保守

- (2) 人工衛星等が取得したデータに関する事業
- (3) 人工衛星等を利用したサービスの提供
- (4) 宇宙技術に関する研究会、講習会及びセミナー等の企画、運営
- (5) 前各号に関する技術コンサルティング、運用支援、受託、開発指導、講演、教育及び執筆に関する事業
- (6) 上記各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市中央区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 第1項のほか、必要があるときは、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員、並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備置く。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第23条 取締役社長は会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会における議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第32条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当社は、毎年11月末日又は5月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当金が、その支払いの提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払い義務を免れるものとする。未払の配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第42条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2026年5月末日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第29条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は年額4,875万円以内とする。

2 第29条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額2,625万円以内とする。

(本附則の削除)

第3条 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

3. 持株会社の取締役（監査等委員になる者を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員になる者を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	株式会社QPS研究 所の所有株式数及 び割当てられる持 株会社の株式数 (株)
おお にし しゅん すけ 大 西 俊 輔 (1986年3月7日生)	2013年10月 株式会社Q P S 研究所（旧有限会社Q P S 研究所） 入社 2014年4月 同社 代表取締役社長 CEO（現任） 2019年4月 一般社団法人日本航空宇宙学会西部支部 幹事（現 任） 2023年8月 九州航空宇宙開発推進協議会 幹事（現任）	4,000,000
まつ ちと たか よし 松 本 崇 良 (1965年10月4日生)	1990年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社） 入社 2000年4月 アイ・ティー・エックス株式会社 入社 2002年4月 J S A T 株式会社（現スカパー J S A T 株式会社） 入社 2010年2月 株式会社衛星ネットワーク 取締役 2015年6月 株式会社衛星ネットワーク 代表取締役社長 2016年7月 株式会社エンルート 取締役 2019年6月 スカパーJSAT株式会社 執行役員 宇宙事業部門 宇宙・衛星事業本部長 2019年6月 株式会社ディー・エス・エヌ 代表取締役社長 2021年11月 スカパー J S A T 株式会社 理事 2021年11月 株式会社Q P S 研究所 取締役（現任）	—
み わ よう の すけ 三 輪 洋 之 介 (1965年5月15日生)	1989年4月 三井物産株式会社 入社 宇宙航空部配属 1997年8月 Tombo Aviation,Inc（米国） 出向 2005年8月 Mitsui Rail Capital Europe B.V.（蘭）CFO 出向 2010年7月 三井物産電力事業株式会社 CFO 出向 2020年6月 Spaceflight,Inc（米国）CFO 出向 2025年4月 株式会社Q P S 研究所 入社 社長室長 2025年6月 同社 執行役員経営管理本部長 CFO（現任）	—

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	株式会社QPS研究 所の所有株式数及 び割当てられる持 株会社の株式数 (株)
にし むら たつ ひこ 西 村 竜 彦 (1979年1月3日生)	2003年 4 月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社（現ソニー株式会社） 入社 2013年 6 月 株式会社産業革新機構（現株式会社INCJ） 入社 同社 ベンチャー・グロース投資グループマネージングディレクター 2014年 2 月 株式会社Trigence Semiconductor 社外監査役 2017年10月 株式会社Q P S 研究所 社外取締役（現任） 2017年12月 株式会社ispace 社外取締役 2018年 6 月 UMITRON PTE. LTD. 社外取締役 2019年 3 月 株式会社Ridge-i 社外取締役（現任） 2024年 3 月 Frontier Innovations株式会社 代表取締役社長（現任）	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村竜彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西村竜彦氏の兼職先については、当社との間で資本関係及び取引関係にないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定することを、同証券取引所に届け出ております。
4. 西村竜彦氏は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役候補者に選任しております。
5. 当社は、西村竜彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、取締役がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害を当該保険契約において補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

4. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	株式会社QPS研究 所の所有株式数及 び割当てられる持 株会社の株式数 (株)
さ か た せい じ 坂 田 誠 治 (1964年12月22日生)	1989年 4 月 株式会社福岡銀行 入行 2012年 4 月 同行樋井川支店 支店長 2015年 4 月 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 監査部 主任調査役 2023年 4 月 同社監査部 シニアスペシャリスト 2025年 7 月 当社顧問 (現任)	—
なか はら かず のり 中 原 一 徳 (1974年 1 月 1 日生)	1997年 4 月 福岡市役所 入所 2001年10月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2007年 8 月 Ernst & Young TAS株式会社 入社 2010年 4 月 株式会社ドーガンアドバイザーズ (現株式会社ドー ガン) 入社 2013年12月 同社 取締役副社長 2018年12月 公認会計士中原一徳事務所 開業 代表 (現任) 2019年 1 月 T o C アドバイザリー株式会社 設立 代表取締役 (現任) 2021年 8 月 当社 取締役監査等委員 (現任) 2022年 4 月 株式会社アーキベース 社外監査役 (現任)	—

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	株式会社QPS研究 所の所有株式数及 び割当てられる持 株会社の株式数 (株)
はし もと みち しげ 橋 本 道 成 (1978年4月2日生)	2007年12月 弁護士法人北浜法律事務所 入所 2012年 4 月 みずほインベスターズ証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 出向 2015年 4 月 三井物産株式会社 出向 2017年 1 月 如水法律事務所（現弁護士法人如水法律事務所） 設立 代表（現任） 2020年 6 月 株式会社トライアルホールディングス 社外監査役 （現任） 2020年11月 株式会社SENTAN Pharma 社外取締役 2020年12月 ニッポンインシュア株式会社 社外監査役（現任） 2021年 5 月 株式会社キャム 社外監査役（現任） 2021年 8 月 当社 取締役監査等委員（現任）	—

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中原一徳氏及び橋本道成氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中原一徳氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）候補者に選任しております。
4. 橋本道成氏は、弁護士としての高い専門性及び企業法務に精通した知識を有することから、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）候補者に選任しております。
5. 当社は、坂田誠治氏、中原一徳氏及び橋本道成氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、取締役がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害を当該保険契約において補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

5. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

名称 注（１）	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目２番３号 丸の内二重橋ビルディング	
沿革	1968年５月 1975年５月 1990年２月 2009年７月	等松・青木監査法人設立 トウシュ ロス インターナショナル」＜TRI＞（現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド＜DTTL＞）へ加盟 監査法人トーマツに名称変更 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
資本金 注（２）	1,202百万円	
構成人員 注（２）	社員（公認会計士） 特定社員 職員 公認会計士 公認会計士試験合格者等（会計士補含む） その他専門職 事務職 合計	447名 27名 2,381名 1,187名 2,288名 87名 6,417名

(注) 1. 有限責任監査法人トーマツを会計監査人候補とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適正と判断したためであります。

2. 2025年２月末日現在の情報を記載しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号

ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」

(電話) 092-714-1111



＜交通手段＞

西鉄薬院駅から 徒歩 約 7 分

地下鉄渡辺通駅から徒歩 約 1 分

JR地下鉄博多駅から タクシー 約 7 分

福岡空港から タクシー 約35分